

委員会行政視察実施報告書

(視察箇所ごとに作成、行数は任意で追加)

委員会名	小中学校適正規模適正配置に関する検討特別委員会
参加委員 ◎委員長、○副委員長	◎後藤 誠司 ○長澤 勝幸 矢吹 哲哉 山口 文章 上野 利一郎 小島 雄一 菊地 とも子 齋藤 仁一 田中 雅人 山口 和男

1 本市の課題と視察の目的

現在、小中学校の適正規模適正配置については、本市においても重要な課題の一つと捉え、方針・計画等の策定が進められている。他自治体の事例を把握し、委員会の調査・検討の参考とするため視察研修を実施。

2 実施概要

実施日時	視察先	栃木県 宇都宮市（同市立城山西小学校）
令和元年 11 月 8 日（金） 10 時 04 分～11 時 33 分	担当部局	宇都宮市教育委員会（教育企画課） 宇都宮市立城山西小学校
視察項目	小規模特認校制度の取組状況について	
報告内容	1 小規模特認校制度 子供の数の減少傾向が背景。一方、特定の地域では宅地開発により増加。学校規模に格差。 ○経過 平成 15 年 1 月 「通学区域審議会答申」 平成 16 年 2 月 「学校規模の適正化に向けた通学区域見直し実施計画」策定 適正規模：小規模校 11 学級以下。適正規模校 12～24 学級。大規模校 25 学級以上。 適正規模化の方法：通学区域変更。通学区域弾力化。小規模特認校。統廃合。見直しの方針 ・隣接校との通学区域変更を基本に検討。通学距離の負担などで変更が難しい学校は実施しない。 ・通学区域変更が難しい小規模校や大規模校は、隣接校との通学区域弾力化を実施。 ・複式学級は、市内全域からの通学可能とする「小規模特認校制度」を実施。この制度は5年を目途に実施。解消されない場合は統廃合。 ・複式学級以外の小規模校は、存続。 平成 16 年 4 月 対象地域での協議（城山西小：H9～複式学級。清原北小：H14～複式学級） 平成 16 年 10 月 小規模特認校の児童募集開始。地域学校協議会設立準備会。 平成 16 年 12 月 構造改革特区認定（新設教科「会話科」設置に関する内容） 平成 17 年 4 月 制度スタート（城山西小9名、清原北小7名）	

○制度概要

入学できる人 市内に居住する新入生及び在校生

入学条件 学校の教育活動やPTA活動へ保護者が賛同・協力すること。

原則卒業まで通学すること。

通学は保護者が負担すること。

その他 居住地の中学校と小規模特認校地区の中学校を選択可。

○成果

平成17年度のスタート来、児童数の増加。平成21年度には、2校とも複式学級を解消（5年の条件をクリア）。

会話科：豊かな心の教育とコミュニケーション力向上。国際理解の向上。

放課後活動の環境整備が整った。

地域コミュニティの核である「地域の学校」への進展が図られた。

○適正規模適正配置に関する検討について

児童生徒の適切な教育環境を確保することはもとより、学校は地域のコミュニティの核としての役割を担っていることへの配慮が必要。宇都宮においては、当面急激に小規模校が増えるという状況にないため、平成16年の実施計画を基に進めている。

2 城山西小学校について

現在101名の全校児童数（地元42名、学区外59名）。

平成15年 地域から学校存続の要望書が提出。

○「5つの約束」

①会話科、②文化人の先生方の授業、③地域連携、④安全でおいしい給食、⑤放課後活動。

○成果

・地域ぐるみの意識の向上、・開かれた学校づくりの推進、・大人の背中を見て学ぶ子供達、・地域、保護者が活き活きと活動、・児童の増加、・地域に誇りを持つ子供達。

○課題

・学区内と学区外のPTA会員の意識の違い、・保護者の意識の多様化、・学校を支える地域の高齢化。

○その他

・（このような学校は）地域の成熟があり、何より、まとめ役、引っ張ってくれる人がいないと難しい。地域に応じた進め方。（城山西小は）あそこだからできるといった声がある。地域の成熟がないと苦情などに繋がり逆効果の心配。（城山西小は）それほど先を行っている事例。

・英語の授業は、毎年公開し市内の先生が見学に来るが、以外の内容は広げていっているということはない。

・この地域のリーダーは、農家の方。特認校となる前から中心となり関わってくれ、トラブルがあっても進んで取り組んでくれた。

・教委として適正規模化については、学校というのは地域の核ということがあ

り、地域振興策であるとか、地域の定住人口を増やしていくといったことから努力していく。現況では、小規模校が急激に増える推計ではないため、内部では調査研究を進めるが、外向けに計画を作っていくことは今のところない。

・構造改革特区の認定については、当時はこのようなことがあったが、平成20年からは、教育課程特例校制度に移行している。現在はこの制度の下実施している。特認校制度とは別で、教育課程に関する内容。会話科の設置を行うにあたってこの特区制度を使っている。毎年申請している。

○同校では、会話科の授業参観、校内視察を行った。



考 察
(まとめ)

※視察先の写真、資料等の添付